

あま市歩道橋ネーミングライツ・パートナー募集要項

この要項は、あま市歩道橋のネーミングライツ・パートナーを募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1 目的

あま市では、民間の資金を活用して道路施設の持続可能な維持管理を行うとともに、企業等の地域貢献の場としてご活用いただくため、歩道橋に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

パートナーは、対象となる歩道橋に企業名を冠した愛称を標示することにより、企業等のPRを行うことができると同時に、歩道橋及びその周辺の清掃美化活動などを通じた地域貢献の場として活用していただくことができます。

2 対象施設

あま市が管理する以下の歩道橋を対象とします。

ただし、既にパートナーが決定している歩道橋や施設の管理上支障のある歩道橋については、募集を停止させていただくことがありますので、応募にあたっては当該歩道橋が現在募集の対象となっていることをあらかじめあま市へご確認ください。

正式名称	所在地
花長横断歩道橋	あま市花長下町田地内
石作横断歩道橋	あま市石作阿弥陀寺地内
中萱津横断歩道橋	あま市中萱津西ノ川地内

3 契約条件

(1) 契約料（ネーミングライツ料）

歩道橋1橋あたり税抜き月額15,000円以上（千円単位）で応募者から提案していただきます。

(2) 契約期間

3年以上（契約期間の満了にあたり、現パートナーに契約更新の希望がある場合は優先交渉権が付与されます。）

(3) 愛称の標示等にかかる諸経費の負担

歩道橋への愛称標示及び契約終了時の愛称の消去にかかる費用はパートナーの負担とし、パートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受けて施工していただくことになります。

(4) 地域貢献の提案

パートナーとして、歩道橋及びその周辺の清掃美化活動など、地域貢献の場として活用する提案を期待しています。

4 愛称及び愛称の標示

(1) 愛称及び愛称標示にかかる条件

ア 愛称の末尾には、原則として「歩道橋」又は「ブリッジ (bridge)」の文字を含むものとします。その他、愛称として使用可能なもの、使用不可能なもの例は以下のとおりです。

使用可能	使用不可能
① 企業名	① 矢印や距離など交通標識等と誤認しやすいもの
② 商号	② 個人の氏名
③ 商品名	③ 標語やキャッチフレーズ
④ マスコットキャラクターの名前	④ あま市ネーミングライツ取扱要領第7条第2項に掲げるもの
⑤ 企業のロゴマーク	

イ 標示の配置や書体等については、歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、文字の大きさは1文字あたり最大で30 cm角まで、企業のロゴマークは2文字程度の大きさ(面積)までとします。また、標示は二行書とせず、一行で記載してください。

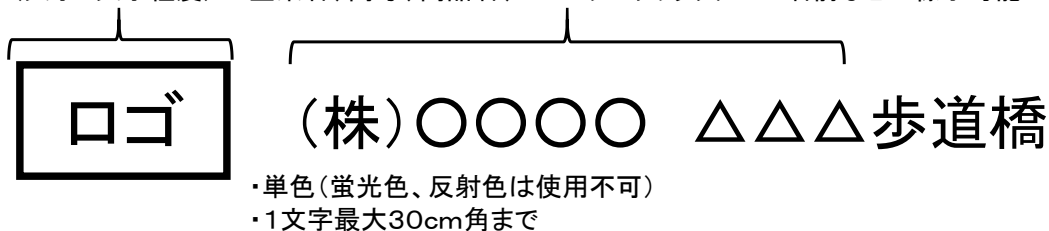
ウ 標示の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等と誤認しやすい色は使用できません。

エ 上記ア～ウのほか、対象となる歩道橋の形状等により、文字の大きさや文字数等が制限される場合があります。

(愛称の標示イメージ)

企業ロゴ

(文字2文字程度) 企業名、商号、商品名、マスコットキャラクターの名前などが標示可能



(2) 愛称の決定

ご提案いただいた愛称は、施設所管部局の職員等からなる選定委員会による審査を経て決定します。その際、パートナーに対して愛称(文字のフォント、色等を含む)の一部について修正を求める場合がありますのでご了承ください。

(3) 契約期間中の愛称変更

契約期間中の愛称変更は原則としてできません。

ただし、愛称に使用した企業名や商品名が変更となる場合など、特段の理由がある場合はこの限りではありません。

5 募集の受付期間

	募集受付期間	愛称標示開始（目安）
第1期	4月1日～6月30日	10月
第2期	7月1日～9月30日	1月
第3期	10月1日～12月28日	4月
第4期	1月4日～3月31日	7月

※募集受付の締切日が閉庁日（土・日・祝）に該当する場合は、翌開庁日となります。

6 応募資格

あま市歩道橋のパートナーとなることを希望される法人又は個人事業主の方で、「あま市有料広告掲載要綱」、「あま市有料広告掲載基準」及び「あま市ネーミングライツ取扱要領」を遵守する方。

7 応募方法

下記の提出書類に必要事項を記入のうえ、「12 書類提出及びお問い合わせ先」まで持参、郵送又は電子メールによりご提出ください。（郵送又は電子メールで応募した場合は、電話での到着確認をお願いします。）

1 事業者につき1施設まで応募が可能です。

なお、提出いただいた書類は返却できません。

また、申込みに要する費用は全て申込者の負担とします。

（提出資料）

法人	個人事業主
[共通] 歩道橋ネーミングライツ・パートナー応募申込書（様式1）	
法人等の概要（様式2）	確定申告書の写し（直近3年分）
法人役員等に関する調書（様式3）	個人事業の開業届出書の写し
登記事項証明書（商業登記簿謄本等）	住民票

※登記事項証明書及び住民票については、発行後3か月以内の原本又は写しをご提出ください。電子メールでの提出の場合は原本をスキャンした電子データも可とします。

8 パートナーの選定

応募いただいた内容について、施設所管部局の職員等からなる選定委員会にて、パートナーに選定するにあたりふさわしい提案内容となっているか審査を行います。

また、同一の歩道橋に対して複数の応募があった場合には、選定委員会にて、ネーミングライツ料の金額、契約期間の長短、提案いただいた愛称や地域貢献の内容等を総合的に審査し、優先交渉権者を選定します。

選定委員会による選定後は、全ての応募者に対して速やかに結果を通知します。

9 契約の締結

上記の選定方法により選定されたパートナーの候補者との最終的な協議を経て、あま市とパートナーとの間で契約を締結します。

10 契約料（ネーミングライツ料）の支払い

毎年度4月末日までに、当該年度分の契約料（ネーミングライツ料）を一括で支払うものとします。

ただし、契約の初年度については市が指定する日までに支払うものとします。

11 注意事項

- (1) この要項に適合しない者、虚偽の内容等が記載されているものは失格となります。
- (2) パートナーの決定に至る経緯の公表はしません。また、決定に対しての異議申し立ては受け付けません。
- (3) 申込書の提出、標示に要する費用及び撤去費は、すべて申請をされる方の負担となります。
- (4) 提出された書類等は返却されません。
- (5) パートナーが施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産を侵害するなど、パートナーの責任において第三者に損害が生じた場合、その負担はパートナーが負うこととなります。
- (6) 契約期間中にパートナーが「6 応募資格」に規定する資格を失った場合、又は満たしていないことが明らかになった場合、若しくはパートナーの違法行為や社会的信用を損なう行為等により、契約の継続が困難であると判断した場合には、契約を解除することがあります。

その場合、契約の解除に伴う歩道橋の原状回復に必要な費用はパートナーの負担となります。

12 書類提出及びお問い合わせ先

〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地
あま市建設産業部土木課 ネーミングライツ担当宛
電話番号：052-441-7113
電子メール：doboku@city.ama.lg.jp

※ 持参される方は、土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く午前9時から午後4時までの間に持参してください。